

令和4年2月10日開会

# 令和4年2月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	令和4年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	令和4年度徳島県用度事業特別会計予算	19
第 3 号	令和4年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	21
第 4 号	令和4年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	23
第 5 号	令和4年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	25
第 6 号	令和4年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	27
第 7 号	令和4年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	29
第 8 号	令和4年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	31
第 9 号	令和4年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	33
第 10 号	令和4年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	35
第 11 号	令和4年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	37
第 12 号	令和4年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	39
第 13 号	令和4年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	41
第 14 号	令和4年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	43
第 15 号	令和4年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	45
第 16 号	令和4年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	47
第 17 号	令和4年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	51
第 18 号	令和4年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	53
第 19 号	令和4年度徳島県証紙収入特別会計予算	55
第 20 号	令和4年度徳島県公債管理特別会計予算	57
第 21 号	令和4年度徳島県給与集中管理特別会計予算	59

第 22 号	令和 4 年度徳島県病院事業会計予算	61頁
第 23 号	令和 4 年度徳島県電気事業会計予算	65
第 24 号	令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計予算	69
第 25 号	令和 4 年度徳島県土地造成事業会計予算	73
第 26 号	令和 4 年度徳島県駐車場事業会計予算	75
第 27 号	令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計予算	77
第 28 号	徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について	81
第 29 号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	83
第 30 号	徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正について	85
第 31 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	87
第 32 号	徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について	89
第 33 号	東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部改正について	91
第 34 号	徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について	93
第 35 号	徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について	95
第 36 号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	97
第 37 号	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の制定について	101
第 38 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	103
第 39 号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	105
第 40 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	107
第 41 号	由岐大西線緊急地方道路整備工事色面トンネルの請負契約について	111
第 42 号	徳島県新浜町団地県営住宅の建替等事業の特定事業契約について	113
第 43 号	徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について	115
第 44 号	権利の放棄について	117

第 45 号	権利の放棄について .....	137
第 46 号	新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定の変更について .....	159
第 47 号	包括外部監査契約について .....	161
第 48 号	県営電気事業の売電料金等について .....	163
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について .....	165
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について .....	167
報告第 3 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について .....	169



## 第 1 号

## 令和 4 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

令和 4 年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ523,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 79,500,000
	1 県 民 税	27,439,873
	2 事 業 税	19,652,737
	3 地 方 消 費 税	13,835,001
	4 不 動 産 取 得 税	1,463,548
	5 県 た ば こ 税	804,199
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	249,286
	7 軽 油 引 取 税	5,589,240
	8 自 動 車 税	10,447,339
	9 鉦 区 税	1,304
	10 狩 猟 税	11,616
11 旧 法 に よ る 税	5,857	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		32,072,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	32,072,000

3 地 方 譲 与 税		15,173,000
1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税		13,372,000
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税		1,545,000
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		56,000
4 自 動 車 重 量 譲 与 税		81,000
5 森 林 環 境 譲 与 税		118,000
6 航 空 機 燃 料 譲 与 税		1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		340,000
1 地 方 特 例 交 付 金		340,000
5 地 方 交 付 税		154,000,000
1 地 方 交 付 税		154,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		226,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		226,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,818,957
1 分 担 金		231,412
2 負 担 金		1,587,545
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,831,303

	1 使 用 料	4,261,187
	2 手 数 料	1,570,116
9 国 庫 支 出 金		84,503,726
	1 国 庫 負 担 金	30,583,177
	2 国 庫 補 助 金	52,606,571
	3 委 託 金	1,313,978
10 財 産 収 入		786,599
	1 財 産 運 用 収 入	484,401
	2 財 産 売 払 収 入	302,198
11 寄 附 金		24,850
	1 寄 附 金	24,850
12 繰 入 金		86,099,398
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64,665,435
	2 基 金 繰 入 金	21,433,963
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
14 諸 収 入		17,780,167

		1 延滞金, 加算金及び過料等	78,810
		2 県預金利子	700
		3 公営企業貸付金元利収入	5,040,000
		4 貸付金元利収入	3,906,440
		5 受託事業収入	570,731
		6 収益事業収入	2,812,807
		7 雑入	5,370,679
15 県	債		44,824,000
		1 県債	44,824,000
	歳入	合計	523,980,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 977,862
	1 議会費	977,862
2 総務費		27,674,749
	1 総務管理費	13,163,877

		2 企 画 費	6,910,584
		3 徴 税 費	2,568,068
		4 市 町 村 振 興 費	2,057,536
		5 選 挙 費	691,660
		6 防 災 費	1,692,782
		7 統 計 調 査 費	265,420
		8 人 事 委 員 会 費	142,292
		9 監 査 委 員 費	182,530
	3 民 生 費		68,215,955
		1 社 会 福 祉 費	49,942,060
		2 児 童 福 祉 費	13,567,894
		3 生 活 保 護 費	4,706,001
	4 衛 生 費		49,087,613
		1 公 衆 衛 生 費	9,103,348
		2 環 境 衛 生 費	3,426,018
		3 保 健 所 費	1,502,061
		4 医 薬 費	25,380,242

		5 病 院 事 業 費	9,675,944
	5 勞 働 費		5,115,200
		1 勞 政 費	3,960,026
		2 職 業 訓 練 費	1,046,025
		3 勞 働 委 員 会 費	109,149
	6 農 林 水 産 業 費		32,074,439
		1 農 業 費	4,677,800
		2 園 芸 費	845,476
		3 畜 産 業 費	1,095,158
		4 農 地 費	11,909,562
		5 林 業 費	11,012,312
		6 水 産 業 費	2,534,131
	7 商 工 費		68,313,586
		1 商 業 費	62,849,549
		2 工 鉱 業 費	3,945,758
		3 観 光 費	1,518,279
	8 土 木 費		54,260,902

		1 土 木 管 理 費	3,600,810
		2 道 路 橋 り よ う 費	23,913,748
		3 河 川 海 岸 費	14,386,375
		4 港 湾 費	4,516,758
		5 都 市 計 画 費	4,809,203
		6 住 宅 費	3,034,008
	9 警 察 費		22,093,106
		1 警 察 管 理 費	19,457,537
		2 警 察 活 動 費	2,635,569
	10 教 育 費		81,929,352
		1 教 育 総 務 費	13,019,416
		2 小 学 校 費	23,528,529
		3 中 学 校 費	14,264,546
		4 高 等 学 校 費	18,453,194
		5 特 別 支 援 学 校 費	7,627,727
		6 社 会 教 育 費	3,306,969
		7 保 健 体 育 費	1,728,971

11 災 害 復 旧 費		10,549,100
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,600,600
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,848,500
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
12 公 債 費		70,197,386
	1 公 債 費	70,197,386
13 諸 支 出 金		33,340,750
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,691,071
	2 利 子 割 交 付 金	73,946
	3 配 当 割 交 付 金	704,936
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	926,482
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	1,482,647
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	16,073,252
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	174,306
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	214,000
	10 利 子 割 精 算 金	10

14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	523,980,000

## 第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	6 水産業費	漁業調査船「とくしま」 新船建造事業	千円 1,353,000	4	千円 172,000
				5	747,000
				6	434,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	一ノ瀬トンネル新設事業	2,700,000	4	300,000
				5	800,000
				6	900,000
				7	700,000
		恵比須浜トンネル新設事業	2,200,000	4	300,000
				5	600,000
				6	800,000
				7	500,000

	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工架設事業	2,250,000	4	600,000
				5	1,000,000
				6	650,000
10 教育費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業	4,355,820	4	1,000
				5	2,612,892
				6	1,741,928

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還支援費に係る補助金	自 令和4年度 至 令和22年度	240,000千円
移住促進支援費に係る補助金	自 令和5年度 至 令和6年度	12,000千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 令和4年度 至 令和14年度	元金 1,180,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
納税通知書等作成業務委託契約	令 和 5 年 度	15,000千円
徳島県立障がい者交流プラザ中央監視装置改修工事請負契約	令 和 5 年 度	34,700千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	令 和 5 年 度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	令和5年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	令和5年度	47,700千円
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 令和5年度 至 令和15年度	融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
家畜保健衛生所再編整備事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 令和4年度 至 令和60年度	融資額 145,199千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
中山間地域農村活性化総合整備事業工事請負等契約	令和5年度	60,000千円
基幹農道整備事業工事請負等契約	令和5年度	30,000千円
広域営農団地農道整備事業工事請負等契約	令和5年度	140,000千円
経営体育成基盤整備事業工事請負等契約	令和5年度	120,000千円

農業水利施設保全対策事業工事請負等契約	令和5年度	205,000千円
耕地地すべり防止事業工事請負等契約	令和5年度	80,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
地盤沈下対策事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
国営付帯県営農地防災事業工事請負等契約	令和5年度	55,000千円
農地海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和5年度	40,000千円
広域漁港整備事業工事請負等契約	令和5年度	200,000千円
水産物供給基盤機能保全事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
水域環境保全創造事業工事請負等契約	令和5年度	60,000千円
漁港海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円
県単独漁港漁場整備事業工事請負等契約	令和5年度	15,000千円
森林基盤整備事業工事請負等契約	令和5年度	380,000千円
治山事業工事請負等契約	令和5年度	250,000千円
林野地すべり防止事業工事請負等契約	令和5年度	20,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 令和5年度 至 令和14年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証

徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 令和5年度 至 令和14年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	令和5年度	5,000千円
道路維持管理業務委託契約	令和5年度	250,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	令和5年度	70,000千円
路側整備事業工事請負等契約	令和5年度	40,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和5年度	480,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和5年度	1,360,000千円
交通安全対策事業工事請負等契約	令和5年度	5,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	令和5年度	40,000千円
新駅設置事業に係る負担金	令和5年度	5,000千円
街路事業工事請負等契約	令和5年度	150,000千円
公園整備事業工事請負等契約	令和5年度	460,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円
河川海岸維持管理業務委託契約	令和5年度	150,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	令和5年度	15,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円

総合流域防災事業工事請負等契約	令和5年度	170,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	令和5年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	令和5年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和5年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	令和5年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	令和5年度	1,000,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和5年度	90,000千円
港湾改修事業工事請負等契約	令和5年度	140,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和5年度	400,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	令和5年度	90,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負等契約	令和5年度	300,000千円
高校施設整備事業工事請負等契約	令和5年度	477,685千円

新体育館棟実施設計業務委託契約	令和5年度	21,000千円
徳島東警察署等PFI事業契約	自 令和5年度 至 令和17年度	66,196千円
放置駐車違反処理システム電子計算機等賃貸借契約	自 令和5年度 至 令和9年度	142,190千円
交通情報総合分析管理システム電子計算機等賃貸借契約	自 令和5年度 至 令和9年度	68,814千円

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 671,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	1,037,000			
市町村振興事業	1,000,000			
防災事業	60,000			
社会福祉事業	311,000			
児童福祉事業	10,000			
公衆衛生事業	9,000			
環境衛生事業	47,000			
医薬事業	54,000			
職業訓練事業	15,000			

農業事業	2,000			
農地事業	2,995,000			
林業治山事業	2,500,000			
水産事業	451,000			
商業事業	24,000			
観光事業	167,000			
道路橋りょう事業	10,624,000			
河川海岸事業	7,923,000			
港湾事業	1,049,000			
都市計画事業	1,492,000			
住宅事業	1,025,000			
警察関係事業	427,000			
教育総務事業	1,029,000			
高等学校整備事業	1,751,000			
特別支援学校整備事業	103,000			
社会教育事業	221,000			
土木施設災害復旧事業	3,233,000			

公用公共用施設災害復旧事業	94,000			
臨時財政対策債	6,500,000			
計	44,824,000			

## 第 2 号

## 令和 4 年度徳島県用度事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,907,966千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,907,966
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	142,239
	3 諸 収 入	1,765,527
歳 入	合 計	1,907,966

## 歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		1,907,966 <small>千円</small>
	1 用 度 事 業 費	1,907,966
歳 出	合 計	1,907,966

## 第 3 号

## 令和 4 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,468,192
	2 諸 収 入	836,358
歳 入 合 計		2,304,550

## 歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

## 第 4 号

## 令和4年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和4年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 270,074
	1 繰 入 金	231,409
	2 諸 収 入	38,665
歳 入 合 計		270,074

## 歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 270,074
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	76,748
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	43,800
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	149,526
歳 出	合 計	270,074

## 第 5 号

## 令和4年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和4年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,031千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 249,031
	1 繰 越 金	142,133
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		249,031

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 249,031
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	249,031
歳 出	合 計	249,031

第 6 号

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,837,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 72,837,111
	1 分担金及び負担金	19,070,725
	2 国庫支出金	22,207,910
	3 前期高齢者交付金	26,162,153
	4 共同事業交付金	127,254
	5 財産収入	138
	6 繰入金	4,998,931

	7 繰越金	270,000
歳入	合計	72,837,111

## 歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 72,837,111
	1 国民健康保険事業費	72,836,973
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	138
歳出	合計	72,837,111

## 第 7 号 令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ885,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 885,050
	1 繰 入 金	410
	2 諸 収 入	236,640
	3 県 債	648,000
歳 入 合 計		885,050

## 歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 885,050
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	885,050
歳 出 合 計		885,050

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 648,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,628,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,229
	1 使用料及び手数料	3,777
	2 財産収入	500
	3 繰入金	64,306,000
	4 繰越金	14,718

	5 諸 収 入	63,303,234
歳 入	合 計	127,628,229

## 歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費		千円 127,628,229
	1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費	127,628,229
歳 出	合 計	127,628,229

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和5年度 至 令和12年度	2,500,000千円

## 第 9 号

## 令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 42,399
	1 繰 越 金	39,912
	2 諸 収 入	2,487
歳 入 合 計		42,399

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 42,399
	1 中小企業近代化資金貸付金	42,399
歳 出	合 計	42,399

## 第 10 号

## 令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 66,488
	1 財 産 収 入	54,456
	2 繰 越 金	12,022
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	66,488

## 歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 66,488
	1 徳島ビル管理事業費	66,488
歳 出	合 計	66,488

## 第 11 号

## 令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	3,728
	3 諸 収 入	500
歳 入	合 計	4,527

## 歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 4,527
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	4,527
歳 出	合 計	4,527

第 12 号

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	95,001
	3 諸 収 入	5,002
歳 入	合 計	101,978

## 歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978
	1 林業改善資金貸付金	101,978
歳 出	合 計	101,978

## 第 13 号

## 令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 270,013
	1 財 産 収 入	178,684
	2 繰 入 金	91,078
	3 繰 越 金	36
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		270,013

## 歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 270,013
	1 県有林県行造林事業費	270,013
歳 出	合 計	270,013

第 14 号

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 80,912
	1 繰 入 金	910
	2 繰 越 金	72,742
	3 諸 収 入	7,260
歳 入	合 計	80,912

## 歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912
歳 出	合 計	80,912

第 15 号

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,649,323千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,649,323
	1 財 産 収 入	1,685,699
	2 繰 入 金	400,000
	3 繰 越 金	90,474
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	473,000	
歳	入	合	計	2,649,323

## 歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 2,649,323	
	1 公用地公共用地取得事業費		2,648,942	
	2 土地開発基金積立金		381	
歳	出	合	計	2,649,323

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地取得事業	千円 473,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,302,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,302,905
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,102,164
	2 財 産 収 入	712,666

	3 繰 入 金	550,000
	4 諸 収 入	18,075
	5 県 債	920,000
歳 入	合 計	3,302,905

## 歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 3,302,905
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	2,269,414
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	540,647
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	492,844
歳 出	合 計	3,302,905

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約	令和5年度	30,000千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等整備事業	千円 920,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。



第 17 号

令和 4 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和 4 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 127,343
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	117,422
	3 諸 収 入	9,723
歳 入	合 計	127,343

## 歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 127,343
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	127,343
歳 出	合 計	127,343

## 第 18 号

## 令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 259,000
	1 財 産 収 入	1,204
	2 繰 越 金	94,119
	3 諸 収 入	163,677
歳 入 合 計		259,000

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 259,000
	1 奨 学 金 貸 付 金	259,000
歳 出	合 計	259,000

第 19 号

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,195,000
	1 証 紙 収 入	2,387,865
	2 繰 越 金	807,135
歳 入 合 計		3,195,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,195,000 <sup>千円</sup>
	1 他 会 計 繰 出 金	3,195,000
歳 出	合 計	3,195,000

## 第 20 号

## 令和 4 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,370,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 101,370,000
	1 繰 入 金	70,770,000
	2 県 債	30,600,000
歳 入	合 計	101,370,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 101,370,000
	1 公 債 費	101,370,000
歳 出	合 計	101,370,000

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 30,600,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 第 21 号

## 令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計予算

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,566,794千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,566,794
	1 給 与 振 替 収 入	31,566,794
歳 入	合 計	31,566,794

## 歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		千円 31,566,794
	1 給 与 費	31,566,794
歳 出	合 計	31,566,794

## 第 22 号

## 令和 4 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	202,940人
	外	来	244,701人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	556人
	外	来	1,007人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		3,040,223千円
	医療器械及び備品購入費		1,473,150千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			25,542,380千円
第1項 医業収益			21,823,182千円
第2項 医業外収益			3,719,198千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			26,526,470千円
第1項 医業費用			25,093,629千円

第2項 医 業 外 費 用 1,432,841千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,163,228千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,196千円及び過年度分損益勘定留保資金1,152,032千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 10,460,174千円  
 第1項 企 業 債 4,419,000千円  
 第2項 負 担 金 977,570千円  
 第3項 他会計からの借入金 5,000,000千円  
 第4項 補 助 金 63,604千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 11,623,402千円  
 第1項 建 設 改 良 費 4,515,903千円  
 第2項 企 業 債 償 還 金 1,867,499千円  
 第3項 他会計からの借入金償還金 5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 4,419,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,803,184千円  
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,860,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	血管造影X線診断装置	一式

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 23 号

## 令和 4 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h
	太陽光発電所	4,653,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,010,748千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,910,903千円
第1項 営業	収益	3,903,112千円
第2項 財務	収益	1,370千円
第3項 事業外	収益	6,421千円
支		出
第1款 事業	費用	3,580,933千円
第1項 営業	費用	3,464,767千円
第2項 財務	費用	1千円
第3項 事業外	費用	111,165千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,039千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額91,796千円、建設改良積立金386,465千円及び過年度分損益勘定留保資金213,778千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	518,809千円
第1項 固定資産売却代	1,023千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	517,786千円

支 出

第1款 資本的支出	1,210,848千円
第1項 建設改良費	1,010,748千円
第2項 投資	200,100千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所構築物現状診断業務委託契約	令和5年度	33,000千円
日野谷発電所他遠方監視制御装置取替事業工事請負等契約	令和5年度	178,164千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 998,427千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



第 24 号

令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,207,450m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,554,950m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	28,652,500m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	184,130m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,630m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	78,500m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	382,923千円
		阿南工業用水道改良工事	133,453千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,251,000千円
第 1 項 営 業 収 益			1,190,825千円
第 2 項 営 業 外 収 益			60,175千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,197,248千円
第 1 項 営 業 費 用			1,173,509千円
第 2 項 営 業 外 費 用			23,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額565,306千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,646千円及び過年度分損益勘定留保資金527,660千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	302,261千円
第1項 固定資産売却代	108千円
第2項 他会計長期借入金	200,000千円
第3項 その他収入	102,153千円
支 出	
第1款 資本的支出	867,567千円
第1項 建設改良費	516,376千円
第2項 企業債償還金	52,985千円
第3項 他会計長期借入金償還金	285,186千円
第4項 国庫補助金返還金	13,000千円
第5項 投 資	20千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和5年度	82,500千円
取水ポンプ制御盤取替事業工事請負等契約	令和5年度	142,384千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら

以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 220,006千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 25 号

## 令和 4 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,070千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		7,773千円
第 1 項 営 業 収 益		7,740千円
第 2 項 営 業 外 収 益		33千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,302千円
第 1 項 営 業 費 用		1,301千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 26 号

## 令和 4 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	42,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		75,749千円
第1項 営 業 収 益		75,060千円
第2項 営 業 外 収 益		689千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		74,485千円
第1項 営 業 費 用		74,484千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,496千円は、過年度分損益勘定留保資金42,496千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		204千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代		204千円
支 出		

第1款 資本的支出	42,700千円
第1項 建設改良費	42,700千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 27 号

## 令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数   | 5市町                     |
| (2) 年間総処理水量   | 2,520,000m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均処理水量  | 6,904m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 |                         |
| 流域下水道整備事業     | 80,000千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		981,572千円
第1項 営業収益		309,099千円
第2項 営業外収益		672,473千円
支 出		
第1款 事業費用		981,572千円
第1項 営業費用		865,393千円
第2項 営業外費用		116,179千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		641,386千円

第1項 企 業 債	320,000千円
第2項 補 助 金	268,641千円
第3項 負 担 金	52,745千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	641,386千円
第1項 建 設 改 良 費	80,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	528,786千円
第3項 他会計長期借入金償還金	32,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 320,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 19,407千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、363,946千円である。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第二十八号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十四の項のイ中「九千三百円」を「一万千六百円」に改め、同項のロ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項のハ及びニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項のホ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表の五十五の項のイ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項のロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表の七十一の項のハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表の七十三の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表の八十四の項中「二万千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造保安責任者試験の実施等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十九号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「いおう化合物」を「硫黄化合物」に、「大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）第二条で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル」を「燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二五リットル以上五〇リットル」に改める。

別表第十二の備考2の三中「大気汚染防止法施行規則」の下に「（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置又は設置の工事がされている改正後の徳島県生活環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の一の項の要件に該当するボイラーのうち、大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）第二条で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が五平方メートル未満のもの（以下「既設小型ボイラー」という。）については、改正後の条例第六条第一項第一号及び第二号の規定は、当分の間、適用しない。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に既設小型ボイラーにおいて発生するばい煙を大気中に排出する者については、改正後の条例第十七条の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 施行日以後に既設小型ボイラーの伝熱面積が構造等の変更により五平方メートル以上となった場合は、前二項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現にされている大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出（改正後の条例別表第二の一の項の要件に該当するボイラーに係るものに限る。）及び当該届出を行った者は、改正後の条例第九条第一項の規定による届出及び当該届出を行った者とみなす。
- 6 前項の場合において、改正後の条例第十五条第二項（改正後の条例第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

大気汚染防止法施行令の一部が改正されたことに伴い、ばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、伝熱面積に関する基準から燃料の燃焼能力に関する基準に改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十号

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正について

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「七千円」を「一万四百円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、行政書士試験の施行に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十一号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号13を削り、同条第二項の表十二の項1中「公告又は」を削り、同表七十二の項5を削り、同項6中「5まで」を「4まで」に改め、同6を同項5とし、同表七十六の項2中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、同項4中「第二十四条第三項第三号」の下に「法第七十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項」を「法第二十五条第二項（法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項8中「第四十一条の二第三項」の下に「法第八十七条において準用する場合を含む。」を加え、「同条第四十二条」の下に「法第八十七条において準用する場合を含む。」を加え、同項に次のように加える。

21 法第六十八条第一項の規定による組合の設立の認可

22 法第七十条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）及び同条第三項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）

23 法第七十三条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の公告及び分割実施敷地に係る団地の名称等を表示する図書の送付

24 法第八十三条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可

- 25 法第百八十六条第四項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告
- 26 法第百九十条第一項後段（法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による敷地権利変換計画の認可
- 27 法第百二十三条第二項の規定による措置命令
- 28 法第百二十四条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分等の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し
- 第二条第二項の表八十の項19を削る。

#### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号並びに同条第二項の表十二の項及び八十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表に次のように加える。

<p>図書館 博物館 美術館 二十一世紀館</p>	<p>情報通信技術を活用した集会等のための用具</p>
---------------------------------------	-----------------------------

別表第二中「照明等」の下に「及び情報通信技術を活用した集会等」を、「又は夜間」の下に「（集会室一、集会室二、博物館講座室及び美術館講座室にあつては、午前又は午後）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（徳島県都市公園条例の一部改正）

2 徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県文化の森総合公園の項中「徳島県立博物館」を「徳島県立図書館 徳島県立博物館」に、「照明等」を「照明等及び情報通信技術を活用し

た集会等」に改める。

提案理由

徳島県文化の森総合公園文化施設の利便性の向上を図るため、新たに情報通信技術を活用した集会等のための用具を県民の利用に供する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部改正について

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例（平成三十年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

**第一条** 県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の成果を継承し、本県のスポーツ及び文化を振興することにより、活力ある徳島の未来を創生する事業に要する経費に充てるため、徳島県スポーツ・文化未来創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例による東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金は、改正後の徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例による徳島県スポーツ・文化未来創生基金とみなす。

提案理由

東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る本県への選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症への対策に関する事業が終了したことに伴い、東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金について、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十四号

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年徳島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第七条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、徳島県国民健康保険財政安定化基金について、国民健康保険の安定的な財政運営の確保に要する額を徳島県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる場合に処分することができることとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



### 第三十五号

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の五の項中「二百円」を「二百七十円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

#### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、電気工事士免状の書換えに係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第三十六号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。  
別表の三十二の五の項の次に次のように加える。

三十二の六 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の規定に基づき畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査

イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第三項第四号の規定に適合することについての審査  
畜舎等（床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。）の床面積の合計が一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第三項第五号の規定に適合することについての審査

<p>三十二の七 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定に関する証明書の交付</p> <p>三十二の八 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第一項の規定に基づく認定畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>七千円</p> <p>四百十円</p> <p>イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第三項において準用する同法第三条第三項第四号の規定に適合することについての審査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、(1)により算定した額と(2)により算定した額との合計額）</p> <p>(1) 認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画の変更後の床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）の建築等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千円、二百平方メートルを超</p>

<p>三十二の九 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第一項の規定による認定畜舎建築利用計画の変</p>	<p>え五百平方メートル以下のときは          一万九千円、五百平方メートルを          超え千平方メートル以下のときは          三万四千円、千平方メートルを超          え三千平方メートル以下のときは          四万八千円、三千平方メートルを          超え一万平方メートル以下のとき          は十四万円、一万平方メートルを          超え五万平方メートル以下のとき          は二十四万円、五万平方メートル          を超えるときは四十六万円（当該          計画の変更前の床面積が三千平方          メートル以下の認定畜舎等の建築          等をする場合は、それぞれの額に          十四万円を加算した額）</p> <p>(2) 認定畜舎等の移転又は修繕をす          る場合は、認定畜舎建築利用計画          の変更に係る部分の床面積の二分          の一を(1)に定める床面積の二分          一とみなして(1)により算定した額</p> <p>ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に          関する法律第四条第三項において準          用する同法第三条第三項第五号の規          定に適合することについての審査          七千円</p> <p>四百十円</p>
---	--

更の認定に関する証明書の交付	
三十二の十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第一項の規定による工事完了の届出に関する証明書の交付	四百十円
三十二の十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第二項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	十二万円
三十二の十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第二項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十四 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第三項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十五 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号）第四十八条第二項の規定に基づく畜舎等の認定の申請に対する審査	二万七千円

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等が制定されたことに鑑み、畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十七号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の制定について

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（気候又は風土の特殊性による制限の付加）

**第二条** 勾配が三十度以上の傾斜地であつてその高さが三メートル以上のもの（以下単に「崖」という。）の上端に続く地盤面において崖の下端からの水平距離が崖の高さの一・七五倍以内の位置（以下「上端面の位置」という。）に畜舎等の建築等をする場合、崖の下端に続く地盤面において崖の上端からの水平距離が崖の高さの一・七五倍以内の位置（以下「下端面の位置」という。）に畜舎等の建築等をする場合及び崖に畜舎等の建築等をする場合には、崖の形状又は土質に応じて、崖に擁壁を設けなければならない。ただし、上端面の位置若しくは崖に畜舎等の建築等をする場合において、当該畜舎等の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、又は下端面の位置に畜舎等の建築等をする場合において、当該畜舎等のうち崖崩れによる被害を受けるおそれのある主要構造部を鉄筋コンクリート造としたとき若しくは崖と当該畜舎等との間に適当な流土留めを設けたときは、この限りでない。

2 上端面の位置に畜舎等の建築等をする場合には、崖の上端に沿って排水溝を設ける等、崖への流水又は浸水を防止するための安全上適当な措置を講じなければならない。

（敷地と道路との関係に関する制限の付加）

**第三条** 都市計画区域（法第三条第三項第一号に規定する市街化区域及び用途地域を除く。）内における床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合にあ

つては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号）第四十八条第一項の道路をいう。）に四メートル以上接していなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する畜舎等その他これと同様の状況にある畜舎等で知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

#### 提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等が制定されたことに鑑み、畜舎等の敷地及び構造並びに敷地と道路との関係に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三十三の十六の項の次に次のように加える。

三十三の十七 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の三第一項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（三十三の十八の項及び三十三の十九の項において「管理計画」という。）の認定の申請に対する審査

三十三の十八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の六第二項において準用する同法第五条の三第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査  
三十三の十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査

1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四各号に掲げる基準（県マンション管理適正化指針に係る基準を除く。）について同法第三十六条第一項に規定する指定登録機関がその適合を証する書類（三十三の十八の項において「適合証」という。）の添付がある場合 三千八百円

2 その他の場合 二万六千円

1 更新後の管理計画に係る適合証の添付がある場合 三千八百円

2 その他の場合 二万六千円

一万三千円

別表第一の三十四の項中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、同表の三十五の項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、同表の九十三の項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

#### 提案理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、マンションの管理に関する計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料の額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、六〇八人」を「二、六〇七人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七九六人」を「四、七六〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動等その他学校教育を取り巻く状況の変化等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十号

## 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十五の項中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表の五十五の項の1の(二)中「道路交通法施行令」の下に「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を加え、同表の五十九の項中「、第一百一条の二第二項又は第一百一条の二の二第二項」を「又は第一百一条の二第二項」に改め、同表の五十九の二の項中「第一百一条の二の二」を「第一百一条の二の二第二項」に改め、同表の五十九の四の項中「の規定」を「若しくは口、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項の規定に、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同表の五十九の五の項中「の規定に基づく」を「若しくは口、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項の規定に基づく」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項を同表の五十九の六の項とし、同表の五十九の四の項の次に次のように加える。

五十九の五 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定 三千五百五十円  
に基づく運転技能検査

別表第一の六十の項中「の規定」を「又は第九十一条の二第二項の規定」に改め、同表の七十六の項の3中「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を削り、同表の七十七の項の1及び2を次のように改める。

1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この項及び八十の項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円

2 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

別表第一の七十七の項の3から6までを削り、同表の七十八の二の項中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の三 道路交通法第百八条の二第一項第十五号の規定に基づく講習

講習一時間について二千円

別表第一の七十九の項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改め、同表の七十九の二の項を削り、同表の八十の項を次のように改める。

八十 道路交通法第百八条の二第二項の規定に基づく講習

1 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習

(一) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円

(二) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

2 道路交通法第九十七条の二第一項第三号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習 千三百五十円

別表第一の八十の二の項を削る。

別表第二の二の項中「及び七十五の項」を、「七十五の項及び七十八の二の項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 別表第一の五十五の項、五十九の項、五十九の二の項及び七十六の項の改正規定 公布の日
  - 二 別表第一の四十五の項の改正規定 令和四年四月一日
  - 2 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第四条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対する改正後の別表第一の五十九の四の項の規定の適用については、同項中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法」と、「ロ、」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法」と、「又は」とあるのは「又は道路交通法」とする。
  - 3 道路交通法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対する改正後の別表第一の七十七の項の規定の適用については、同項の1中「者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあるのは「者」と、同項の2中「普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは」とあるのは「第一種運転免許又は」とする。

#### 提案理由

「道路交通法の一部が改正されたこと等に伴い、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査に係る手数料等を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。」



## 第 41 号

## 由岐大西線緊急地方道路整備工事色面トンネルの請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	緊急地方道路整備工事
2	路 線 名	由岐大西線
3	工 事 箇 所	阿南市福井町色面 色面トンネル
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月25日まで
5	契 約 金 額	1,173,700,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	姫野組・大竹組 緊急地方道路整備工事共同企業体 代表構成員 徳島市佐古八番町5番7号 株式会社 姫野組 代表取締役社長 松 本 哲 構 成 員 海部郡牟岐町大字中村字本村85番地の1 株式会社 大竹組 代 表 取 締 役 戎 谷 一 平

**提案理由**

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 42 号

## 徳島県新浜町団地県営住宅の建替等事業の特定事業契約について

次のとおり特定事業契約を締結する。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |   |   |   |                    |  |        |      |  |
|---|---|---|---|--------------------|--|--------|------|--|
| 1 | 事 | 業 | 名 | 徳島県新浜町団地県営住宅の建替等事業 |  |        |      |  |
| 2 | 事 | 業 | 場 | 所                  | 徳島市新浜町一丁目489番11, 同489番16, 同489番43, 同489番44, 徳島市津田浜之町 1 番18                           |        |      |  |
| 3 | 事 | 業 | 期 | 間                  | 徳島県議会の議決のあった日から令和20年 3 月31日まで  |        |      |  |
| 4 | 契 | 約 | 金 | 額                  | (1) 県営住宅整備事業に係る対価<br>1,804,000,000円に物価変動による増減額等を加算した額<br>(2) 余剰地域貢献施設整備事業用地の対価<br>0円 |        |      |  |
| 5 | 契 | 約 | の | 方                  | 法  | 一般競争入札 |      |  |
| 6 | 契 | 約 | の | 相                  | 手  | 方      | 代表企業 | 鳴門市撫養町立岩字七枚114番地<br>株式会社 亀井組<br>代表取締役 朝野佳伸   |
|   |   |   |   |                    |  |        | 構成企業 | 徳島市幸町一丁目47番地 3<br>株式会社 岡田組<br>代表取締役社長 岡田英二郎  |
|   |   |   |   |                    |  |        | 構成企業 | 三好市三野町太刀野 5 番地 6<br>株式会社 スバル設計<br>代表取締役 藤川隆幸 |

- 構成企業 吉野川市山川町前川75番地15  
株式会社 ビオトープ設備システム  
代表取締役 奥屋敷 孝 幸
- 構成企業 徳島市国府町日開字南67番地  
田村電設株式会社  
代表取締役 和 泉 良 男
- 構成企業 徳島市中昭和町一丁目3番地  
山一興業株式会社  
代表取締役 岡 田 育 大
- 構成企業 徳島市佐古二番町5番11号  
イツモスマイル株式会社  
代表取締役社長 大 田 仁 大
- 構成企業 徳島市沖浜町北畑513番地3  
特定非営利活動法人 あわねこ保育園  
理 事 長 武 岡 史 郎

#### 提案理由

特定事業契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 43 号

## 徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について

令和3年7月9日議決を経た徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約を次のとおり締結する。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定事業契約書中「4 契約金額 (1) 設計・建設業務に関する対価 6,080,342,813円に金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額」を「4 契約金額 (1) 設計・建設業務に関する対価 6,116,783,613円に金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額」に改める。

## 提案理由

特定事業契約の契約金額の変更に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 44 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃146,400円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃5,700円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃288,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃299,809円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃987,590円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃2,149,815円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,684,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,484,380円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃85,600円に係る債権	同 上

		徳島県営住宅の家賃2,693,293円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃568,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃2,477,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃420,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃268,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃151,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃542,249円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃142,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃320,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃182,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃635,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,204,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃2,487,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,218,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃300,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃5,700円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃703,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,302,074円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃741,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃773,025円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃114,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃117,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,043,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃370,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃260,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃127,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃336,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃163,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃20円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,181,448円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃348,316円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃869,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃707,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃50,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃39,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,622,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,014,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃34,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃211,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃6,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃5,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃5,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃22,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃619,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,712,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃253,640円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃263,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃259,644円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃505,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃402,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃890,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃356,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃8,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃428,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,600,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃20,750円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃372,047円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃801,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,458,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃412,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃248,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃115,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃224,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃58,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃40,600円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃251,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,034,630円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,132,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,931,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃19,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃243,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃82,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃292,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃92,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃866,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃75,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃173,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃899,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,766,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃17,400円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃761,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃548,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃756,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃550,880円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃175,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃345,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃777,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃779,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃107,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃78,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃900,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃406,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃662,634円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃745,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃102,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃172,300円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃2,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃169,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃300,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃787,627円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃110,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃19,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃60,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,307,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,617,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃228,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃7,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃321,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃80,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃13,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃237,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃52,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃400円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃82,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃145,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,298,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃270,240円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃444,044円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃74,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,443,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃25,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃841,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃173,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃225,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃266,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,702,360円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃22,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃134,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃307,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃336,800円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃213,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃323,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃16,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃254,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃858,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃727,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃130,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃883,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃358,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃5,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃339,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃50,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,585,262円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃29,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃7,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃112,500円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃632,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃7,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃2,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃979,773円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃75,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃97,680円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃193,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃25,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,053,848円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃15,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃93,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃463,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃7,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃10,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃177,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃416,600円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃3,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃30,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃553,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃190,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃19,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃42,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃582,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃29,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,432,960円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃128,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃101,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃648,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,192,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃11,150円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃932,800円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃360,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃609,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃640,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃11,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃803,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃314,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,365,420円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃66,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃95,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃494,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃634,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃54,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃929,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃423,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃11,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃509,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,617,300円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃266,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃836,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃957,833円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃28,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃136,796円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃9,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃703,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃256,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃927,659円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃2,449,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃653,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃820,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃14,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃883,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃638,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃836,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃679,500円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃22,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃661,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃18,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,873,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃424,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃506,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃47,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃260,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃812,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,395,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,804,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃553,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,529,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃966,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃374,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃251,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃181,700円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃111,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃937,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃620,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃53,450円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃3,093,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃424,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃129,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃22,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,008,990円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃23,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃33,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃334,040円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃2,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃861,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃239,525円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃2,504,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃100円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃468,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃598,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃199,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃158,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃9,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃188,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃791,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,244,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃11,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃701,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃583,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃304,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃502,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃221,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃799,000円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃783,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,004,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃346,326円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃204,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃833,464円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃869,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃352,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,004,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃103,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃27,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃315,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃668,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃8,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃154,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,300円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃8,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,361,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃51,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃14,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃6,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃243,100円に係る債権	同	上

## 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 45 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,860円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用500円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,250円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,000円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,000円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,830円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用990円に係る債権	同 上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用490円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,620円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用153,380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用154,820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,010円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,925円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用170円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,315円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,950円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,670円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用85,710円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用450円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,550円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用490円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,680円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用67,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用65,700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,020円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用85,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用46,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,170円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,090円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,310円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用25,110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,040円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,020円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,730円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用45,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用910円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,430円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,825円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用427,986円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用44,450円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230,310円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用61,490円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用393,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用31,430円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用65,420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用183円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,482円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用96,065円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用67,603円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用790円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用720円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用410円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用450円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用252円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用648,330円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用147,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用362,861円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,430円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,720円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用730円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,070円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,020円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用31,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,830円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用97,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,500円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用21,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,260円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用44,010円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用21,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,010円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用27,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,390円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用25,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用28,860円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用38,790円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用720円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,550円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用145,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,690円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用120円に係る債権	同	上
		県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,620円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用770円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,410円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用54,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用63,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用310円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用180,140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用400円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,280円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,260円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用651,830円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,290円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用89,530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用28,830円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,330円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用479,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用153,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用26,480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,110円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,370円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用32,280円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用45,520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,004円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用82,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用720円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,880円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,910円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,070円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用67,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用197,093円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,053円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用31,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用25,550円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用26,820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用141,200円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用252円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210,774円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用58,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,860円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用26,090円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,890円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用178円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用72,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用66,040円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用360円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,080円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用52,590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,670円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用135,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用38,969円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用32,786円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用408円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用376,395円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,219円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用46,670円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用430円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用105,360円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,370円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用29,790円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用26,170円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,040円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,710円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,720円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用115,240円に係る債権	同	上
		島県病院事業の診療及び検査等に関する費用28,510円に係る債権	同	上
		島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,150円に係る債権	同	上
		島県病院事業の診療及び検査等に関する費用28,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,040円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用87,750円に係る債権	同	上

**提案理由**

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 46 号

## 新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定の変更について

令和2年12月18日議決を経た新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定を次のとおり変更する。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 指 定 の 期 間	変更前	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで ただし、新浜町団地県営住宅については、令和3年4月1日から令和4年10月31日まで
	変更後	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで ただし、新浜町団地県営住宅については、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 提案理由

指定管理者の指定の期間の変更に伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 47 号

## 包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的     | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告        |
| 2 契 約 の 始 期     | 令和4年4月1日                       |
| 3 契 約 金 額       | 12,571,429円を上限とする額             |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。                  |
| 5 契 約 の 相 手 方   | 香川県高松市川部町1766番地17<br>梶野正寛（弁護士） |

## 提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 48 号

## 県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額，売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売電料金の額 日野谷発電所，坂州発電所，川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金，令和4年度及び令和5年度各3,104,068,000円  
に消費税等相当を加算した額

売電の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

令和4年度及び令和5年度支払区分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4月から翌年2月まで	1月につき 207,014,000円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき1円 87銭を乗じた額
翌年3月	207,009,000円	

## 提案理由

県営電気事業の売電料金等について，徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
沖縄県那覇市在住 1名	193,500 <sup>円</sup>	令和3年9月27日	徳島市地内	令和4年1月24日
徳島市在住 1名	286,000	令和3年9月18日	徳島市地内	令和4年1月25日
徳島市在住 1名	151,326	令和3年10月15日	徳島市地内	令和4年1月25日
徳島市在住 1名	174,900	令和3年11月29日	板野郡松茂町地内	令和4年1月25日



## 報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
那賀郡那賀町在住 1名	407,000 <sup>円</sup>	令和3年7月18日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和4年1月11日
三好市在住 1名	78,000	令和3年8月16日	三好郡東みよし町地内 (県道三加茂東祖谷山線)	令和4年1月11日
阿南市在住 1名	25,000	令和3年8月22日	阿南市地内 (県道羽ノ浦福井線)	令和4年1月11日
板野郡藍住町在住 1名	496,000	令和3年8月29日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年1月11日
阿波市所在 1法人	203,000	令和3年9月22日	吉野川市地内 (県道奥野井阿波山川停車場線)	令和4年1月11日
徳島市在住 1名	11,000	令和3年9月22日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	令和4年1月11日
勝浦郡勝浦町在住 1名	10,000	令和3年9月23日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	令和4年1月11日

徳島市在住 1名	12,000	令和3年9月26日	板野郡松茂町地内 (県道徳島空港線)	令和4年1月11日
阿南市在住 1名	450,000	令和3年10月25日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和4年1月11日
那賀郡那賀町在住 1名	130,000	令和3年11月8日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和4年1月11日
徳島市在住 1名	287,000	令和3年11月15日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	令和4年1月11日
海部郡海陽町在住 1名	108,000	令和3年11月30日	海部郡海陽町地内 (県道久尾宍喰浦線)	令和4年1月11日

## 報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 71,115	令和3年10月14日	徳島市地内	令和4年1月25日





